

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(東京都担当部会)**

**令和6年6月 19 日答申分**

## **○答申の概要**

**(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

**(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2300806 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2400021 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成 29 年 12 月 25 日の標準賞与額を 26 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 29 年 12 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 29 年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 57 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 12 月

A社に勤務している期間のうち、請求期間について標準賞与額の記録がない。請求期間において、A社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社の請求期間当時に係る顧問税理士事務所から提出された平成 29 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）により、請求者は、請求期間において、同社から賞与（26 万 5,000 円）の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額（26 万 5,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、源泉徴収簿により確認できる厚生年金保険料控除額から、26 万 5,000 円とすることが必要である。

さらに、請求期間の賞与支払年月日については、源泉徴収簿に記載されている支給月日から、平成 29 年 12 月 25 日とする。

なお、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2300609 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2400022 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 34 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から平成 4 年 7 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より 1 万円から 3 万円ほど少ない。A社から受け取った給与明細書及び住民税の通知資料を提出するので、調査の上、請求期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除の事実が確認できる資料として、給与明細書（事業所名及び支給年月の記載がないもの 8 枚）及び市民税県民税特別徴収税額通知書（平成元年度、平成 2 年度、平成 4 年度及び平成 5 年度のもの。以下「特別徴収税額通知書」という。）を提出し、当該期間に係る標準報酬月額の記録が A 社から支払われた給与額よりも 1 万円から 3 万円ほど低い額で記録されている旨主張している。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者の報酬月額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、同法による記録の訂正及び保険給付が行われるためには、請求期間の各月に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要があり、かつ、これら双方に見合う標準報酬月額のいずれもがオンライン記録の標準報酬月額を上回る必要がある。

しかしながら、A社の事業主は、請求者から提出された給与明細書はいずれも同社が請求者に交付したものと思うが、請求者に係る労働者名簿のほかに請求期間当時の資料はなく、支払年月日については不明である旨回答しており、当該給与明細書の支給年月を確認することができない。

また、請求者から提出された特別徴収税額通知書により、請求期間のうち平成元年分、平成

2年分、平成4年分及び平成5年分の各年における給与の支払金額及び社会保険料等の金額を確認できるものの、A社の事業主は労働者名簿のほかに当時の資料を保管しておらず、当該通知書のみでは、当該各年の各月に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

さらに、オンライン記録により、請求期間において、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、連絡先が判明した31人のうち、被保険者期間12か月以上の者20人（請求者が名前を挙げた同僚3人を含む。）に照会し、11人から回答を得たものの、いずれの者からも、同社における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料は得られなかった。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準報酬月額が遡及して減額訂正されるなど不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを認めることはできない。